

特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針

医療法人福島会（以下、『当法人』という）は、個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という）の適正な取り扱いの確保について組織として取り組むために、取引先及び職員等の特定個人情報等の保護を重要事項と位置付け、「特定個人情報等の適正な取り扱いに関する基本方針」を以下の通り定め、役員、職員に周知徹底を図ります。

1. 特定個人情報等の適切な取り扱い

当法人の取引先及び職員等の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は破棄するに当たって、当法人が定めた取扱規程に従い適切に取り扱います。

2. 利用目的

当法人は、特定個人情報等を次の利用目的の範囲内で取り扱います。

- ① 職員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- ② 上記①に付随して行う事務

3. 安全管理措置に関する事項

- (1) 当法人は、特定個人情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために取扱規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、職員に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 特定個人情報等の取り扱いについて、取引先及び職員等の承諾を得て第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当法人は、特定個人情報等に関する法令、特定個人情報保護委員会及び日本税理士会連合会、日本公認会計士協会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、全職員が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取り扱い方法を実施します。

5. 継続的改善

当法人は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び法人内規定類を継続して改善します。

6. お問い合わせ

当法人は、特定個人情報等の取り扱いに関するお問い合わせに対し、適切に対応します。

平成27年10月1日

医療法人 福島会 理事長 福島 修

*当法人における特定個人情報等の取り扱いに関する問い合わせ先

事務所所在地 埼玉県本庄市小島5-6-1

電話番号 0495-21-0111 F A X 0495-21-7725 特定個人情報事務取扱者 水野 徹

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

《目的》

第1条 この規程は、医療法人福島会（以下、『当法人』という）における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という）の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定める。

《定義》

第2条 この規程において、次のように各用語を定義する。

① 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

② 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ）をいう。

③ 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

④ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めたものをいう。

⑤ 個人情報ファイル

個人情報データベース等であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

⑥ 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑦ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑧ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務

をいう。

⑨ 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

⑩ 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

⑪ 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く）であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く）の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えないもの以外の者をいう。

⑫ 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者

特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者または個人番号利用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。

⑬ 職員

当法人にあつて、直接間接に理事長の指揮監督を受けて、当法人の業務に従事している者をいう。

⑭ 特定個人情報の取り扱い

特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

《適用》

第3条 この規程は職員に適用する。

2. この規程は、当法人が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

《特定個人情報基本方針》

第4条 当法人における特定個人情報等の適正な取り扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適切な取り扱いに関する基本方針（以下、「基本方針」という）を定める。

- ① 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、当法人の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文
 - ② 特定個人情報の利用目的
 - ③ 問い合わせに関する事項
 - ④ 特定個人情報の安全管理措置に関する事項
 - ⑤ 特定個人情報の社内体制に関する事項
2. 基本方針は、職員に周知せしめるものとする。

第2章 管理体制

《個人番号を取り扱う事務の範囲》

第5条 当法人において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

- ① 職員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- ② 上記①に付随して行う事務

《特定個人情報保護責任者》

第6条 当法人は、特定個人情報法等の取り扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報責任者を設置するものとし、その責任者は理事長とする。

2. 特定個人情報保護責任者は、次の各号に掲げる事項その他当法人における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

- ① この規程第4条に規定する基本方針の策定、職員への周知、一般への公表
- ② この規程に基づき特定個人情報等の取り扱いを管理する上で必要とされる事案の承認
- ③ 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進
- ④ 特定個人情報等の適正な取り扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
- ⑤ 事故発生時の対応策の策定・実施

《事務取扱担当部門》

第7条 当法人は、総務部において特定個人情報等に関する事務を行うものとする。

《事務取扱担当者》

第8条 当法人における特定個人情報等を取り扱う事務については、前条に規定する通り総務部職員が事務取扱担当者となる。

2. 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。

- ① 事務取扱担当部門が取得した特定個人情報等を含む書類等（磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という）を含む）は、当該部門において安全に管理する。
 - ② 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。
 - ③ 職員等の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、職員等に交付する。
3. 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱う情報システム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。

《管理区域及び取扱区域》

第9条 当法人は、特定個人情報等の情報漏洩等を防止するため、第7条に規定する総務部に特定情報ファイルを管理する区域（以下、「管理区域」という）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下、「取扱区域」という）を設定する。

2. 管理区域とは、特定個人情報等を取り扱う機器等及び特定個人情報ファイルを管理するキャビネット等のある区域とし、他の区域との間仕切りの設置及びキャビネット等の施錠等の安全管理措置を講じることとする。
3. 取扱区域とは、事務取扱担当者の机周辺とし、他の区域との間仕切りの設置及び座席配置等による安全管理措置を講じることとする。

《職員の教育》

第10条 当法人は、職員に対して定期的な研修の実施又は情報提供を行い、特定個人情報等の適正な取り扱いを図るものとする。

《職員の監督》

第11条 当法人は、職員が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

《特定個人情報等の取扱状況の確認》

第12条 特定個人情報保護責任者は、当法人における特定個人情報等を取り扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2. 特定個人情報保護責任者は、記録等の内容を定期的に確認する。

《体制の見直し》

第13条 当法人は、必要に応じて特定個人情報等の取り扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

《苦情等への対応》

第14条 当法人における特定個人情報等の取り扱いに関する苦情があった時は、これに適切に対応する。

2. 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第3章 個人番号の取得、利用等

《個人番号の取得、提供の求め》

第15条 当法人は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2. 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生した時とする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

《本人確認》

第16条 当法人は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

2. 書面の送付により個人番号の提供を受ける時は、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

《本人確認書類の保存》

第17条 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定

保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

《個人番号の利用》

第 18 条 当法人は、第 5 条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当法人が保有している個人番号を利用することができる。

《特定個人情報ファイルの作成の制限》

第 19 条 当法人は第 5 条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

2. 特定個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上で適切に保存する。

第 4 章 特定個人情報等の保管、管理等

《保管》

第 20 条 当法人は、第 5 条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2. 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。
 - ① 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管するか、又は盗難防止用のセキュリティワイヤー等により固定する。
 - ② 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。
 - ③ 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上でこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。
 - ④ 特定個人情報等を含む書類であつて、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに破棄することを念頭に保管する。
3. 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管する時は、個人番号に係る部分をマスキング又は消去した上で保管する。

《情報システムの管理》

第 21 条 当法人で使用する情報システムにおいて特定個人情報等を取り扱う時は、次に掲げる方法により管理する。

- ① 事務取扱担当者は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するためパスワード等により認証する。
- ② 情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報シ

システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。

- ③ 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

《特定個人情報等の持ち出し等》

第22条 当法人において保有する特定個人情報等を持ち出す時は、次に掲げる方法により管理する。

- ① 特定個人情報等を含む書類を持ち出す時は、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。
- ② 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送する時は、簡易書類等の追跡可能な移送手段等を利用する。
- ③ 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出す時は、パスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

第5章 特定個人情報等の提供

《特定個人情報等の提供》

第23条 当法人において保有する特定個人情報等の提供は、第5条に規定する事務に限るものとする。

2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当法人で保有している特定個人情報等を提供することができる。

《開示、訂正》

第24条 当法人にて保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、本人より特定個人情報等の訂正の申し出があった時は、速やかに対応する。

《第三者提供の停止》

第25条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供に停止が求められた場合であって、その求めに正当な理由があることが判明した時は、第三者への提供を停止する。

第6章 委託

《委託先の監督》

第26条 当法人は、当法人の職員等に係る個人番号関係事務の全部または一部を他社に委託するときは、委託先において安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

2. 当法人は、委託先に対して次に掲げる事項を実施する。

- ① 委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を

選定する。

- ② 委託先との間で次の事項を記載した契約を締結する。

特定個人情報に関する秘密保持義務、事務所内からの特定個人情報の持ち出し禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、職員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告等。

3. 委託先が当法人の許諾を得て再委託するときは、再委託先の監督については、前2項の規程を準用する。

第7章 廃棄、消去

《特定個人情報等の廃棄、消去》

第27条 当法人は、第20条第1項に規定する保管期間を経過した書類等について次の通り速やかに廃棄する。

- ① 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却または熔解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- ② 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。
- ③ 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

《廃棄の記録》

第28条 当法人は、特定個人情報等を廃棄又は消去した時は、廃棄等を証明する記録等を保存する。

第8章 その他

《個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報等の取り扱い》

第29条 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者においても、保有する特定個人情報等について、行政手続きにおける特定の個人を識別できる番号の利用等に関する法律に特段の定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律における個人情報の保護措置に関する規定及び主務大臣のガイドライン等に基づき適切に取り扱うものとする。

《所管官庁への報告》

第30条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏洩の事実又は漏洩の恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

《罰則》

第31条 当法人は、この規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行う。

《附則》

1. この規程は、平成27年10月1日より実施する。